

令和7年度扶桑町にぎわい創出事業補助金 公募型プロポーザル実施要領（二次募集）

1 目的

この要綱は、「扶桑町にぎわい創出事業補助金」に係る補助事業者の選定について、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金概要

- (1) 補助金名 扶桑町にぎわい創出事業補助金（以下「補助金」という。）
- (2) 補助内容 別紙補助金仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 補助上限額 創出型c 50万円

3 実施方式

＜公募型プロポーザル方式＞

創出型c 書類審査（町職員による審査）

4 審査

- ・審査は町職員により行う。
- ・所定の審査用紙により企画提案書等の審査及び候補者の決定を行う。

5 日程

▽参加申込書及び企画提案書等の提出（二次募集）

令和7年3月25日（火）～4月4日（金）

▽審査結果通知発送

令和7年4月10日（木）

6 参加資格

- (1) 扶桑町住民活動及び協働の推進に関する条例（平成18年扶桑町条例第33号）第10条の規定により登録している団体
- (2) その他町長が認めるもの
上記の規定に関わらず、扶桑町暴力団排除条例（平成24年扶桑町条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないものとする。参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

7 参加申込手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、本実施要領、補助金等交付要綱及び仕様書の各規定を理解した上で、次の書類を提出するものとする。

- ア 参加申込書（様式第1） 1部
- イ 企画提案書（様式第2） 2部（添付資料含む）
- ウ 事業実施計画書（補助金等交付要綱 様式第2） 2部
- エ 収支予算書（補助金等交付要綱 様式第3） 2部
- オ 会場見取図等 2部

カ 団体等構成員名簿（補助金等交付要綱 様式第4） 2部

(2) 提出期間

令和7年3月25日（火）午前9時から令和7年4月4日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。配達に伴う事故等については参加者の自己責任とする。

(4) 提出先 扶桑町役場 生活安全部 地域協働課 地域協働グループ

〒480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地

8 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書は、後述の留意事項を確認し、9 参加資格審査及びプレゼンテーション・書類審査方法の(6) 評価項目に基づいて審査ができるよう作成してください。企画提案書に審査項目がない場合、その項目は採点不可となり0点とします。なお、企画提案書は事業実施計画書と照らし合わせて審査を行うため、重複する項目については企画提案書への記載は不要です。

(2) 企画提案書作成における留意事項

- ・事業の特徴やトピックスなどを明記するよう心がけてください。
- ・企画提案書添付資料の様式は任意とし、文章、表又は図を用いて簡素且つ明瞭に記載し、後掲の審査の評価項目、評価の視点を踏まえ、仕様書の具体的な実現方法を記述すること。
- ・原則A4版片面または両面で縦置き横書きとし、必要に応じてA3版横も可とします。（両面印刷も可）ホッチキス綴じはしないものとする。
- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で作成すること。また、企画提案書を読んで理解できる内容とし、当日の提案により細く説明を行うこと。

9 参加資格審査及び書類審査方法

参加資格については、「6 参加資格」の要件をすべて満たしているかを、地域協働課において書面により事前審査を行う。その後、本実施要領、補助金等交付要綱及び仕様書に基づき提出された企画提案書等の内容について審査を行う。

(1) 評価項目（160点満点）

評価項目	評価の視点
団体等概要 活動実績	<定性評価> 団体等の組織目標は明確であり、事業実施体制に問題はないか。また、十分な活動実績があり、事業実施にあたり信頼性はあるか。
事業意欲	<定性評価> 提案内容に事業実施への熱意を感じるか。また、プロポーザル要綱を理解し、伝える意欲を感じる内容か。
制度理解 基本方針	<定性評価> 要綱及び仕様書を理解し、具体的かつわかりやすい基本方針が示されているか。また、その基本方針と事業内容は実現性があり、連動しているか。
事業計画	<定性評価> 事業計画及びスケジュールは実行可能なものとなっているか。また、計画遂行に支障はないか。

新規性 独自性	<定性評価> 新しい発想（内容や手段）や独自の手法で来場者を飽きさせない仕掛けや工夫がされているか。また、実現性はあるか。
コストパフォーマンス	<定性評価> 費用に見合った事業か。また、参加者から高い満足度を得られる事業か。 <定量評価> 目標動員数（出展・出演・来場含む）
採算性 将来性	<定性評価> 収支予算書において適切に採算が取れているか。また、団体等としての将来性はあるか。
会場利用	<定性評価> 使用する会場規模に見合った事業か。また、会場の規約等を理解し、適切な利用方法となっているか。
公益性	<定性評価> 特定の町民または団体・商品等への利益増進及び宣伝となる事業でなく、公益性は保たれているか。
にぎわい性	<定性評価> 子どもから高齢者まで幅広く楽しめ、扶桑町ににぎわいをもたらす事業か。
広報工夫	<定性評価> 本事業及び扶桑町を幅広くPRするための工夫がなされているか。また、SNSを利用しない人へも情報が届くように配慮されているか。 <定量評価>※創出型cのみ 広報使用媒体数（団体独自）
町PR	<定性評価> 町のPRブースの設置、楽曲「この町が大好きだから」の活用、制作物への補助金活用明示、名産品等のPRなど、町のPRに寄与しているか。
信頼性	<定性評価> PRにおける使用媒体は安全かつ信頼性のあるものを活用しているか。また、炎上商法やネガティブな性質のものはなく、情報発信の内容は適切か。
環境整備	<定性評価> 騒音対策や駐車場確保等、周辺住民への配慮はされているか。また、雨天時でも開催できる対策や実施方法は明記されており、実現性はあるか。
安全性	<定性評価> 車両や歩行者等の導線を確保するとともに、法令を遵守し安全に配慮しているか。また、十分な警備（有資格者・ボランティアスタッフ）を配置しているか。 <定量評価> スタッフ数
緊急・災害対応	<定性評価> 緊急・災害時における事業の中止・変更時の情報発信方法は明確かつ実用的か。また、問い合わせ対応のための窓口や媒体などは明確に示されているか。

地域連携	<定性評価> ブースの出展や物品の売買など、町内の様々な団体等や事業者と連携する体制となっているか。また、その団体及び事業者との連絡、情報共有の手段に問題はないか。
------	--

※提出書類やプレゼンテーションの内容に上記項目が含まれていない場合は採点不可とし、その項目については0点とする。

(2) 審査結果通知

審査を受けた全ての参加者に審査結果通知書を通知する。また、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。なお、審査の結果、候補者と認められた参加者が辞退した場合、次点候補者と協議を行うこととする。

<通知時期 令和7年4月10日（木）>

10 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出書類の差し替え及び追加・削除は、本プロポーザル審査2日前まで可能とする。
- (3) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル審査以外には利用しない。
- (4) 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求める。
- (5) 企画提案書の提出は1団体につき1案とする。

11 情報公開及び提供

町は参加者から提出された企画提案書等について、扶桑町情報公開条例（昭和62年条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示とする場合がある。

なお、本プロポーザルの補助事業者決定前において、決定に影響する可能性がある情報については決定後の開示とする。

12 その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て参加者の負担する。緊急時において、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止又は中止することがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を扶桑町に請求することはできない。

(2) 参加辞退の場合

参加申込後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第5）を地域協働課に提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 審査を欠席した場合

カ その他審査委員会が不適格と認めた場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、補助事業者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、扶桑町が必要と認める場合には、扶桑町は、補助事業者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 異議申立

参加者は、プロポーザル実施後、不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

13 問合せ先（担当課）

扶桑町役場 生活安全部 地域協働課 地域協働グループ

〒480-0102

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地

電話番号： 0587-92-4111（ダイヤルイン）内線683

FAX 番号： 0587-93-2034

E-mail： kyoudou_sc@town.fuso.lg.jp

扶桑町長 鯖瀬 武 様

申請者 住 所
団 体 名
(事業所名)
代表者氏名

参 加 申 込 書

扶桑町にぎわい創出事業補助金に係るプロポーザルについて、下記のとおり参加申込みします。

なお、扶桑町にぎわい創出事業補助金公募型プロポーザル実施要領に示す参加資格のすべてを満たすとともに、本申込書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 補助事業名称 扶桑町にぎわい創出事業補助金
2. 添 付 書 類
 - (1) 企画提案書(様式第2)※添付資料含む
 - (2) 事業実施計画書(補助金等交付要綱 様式第2)
 - (3) 収支予算書(補助金等交付要綱 様式第3)
 - (4) 会場見取図等
 - (5) 団体等構成員名簿(補助金等交付要綱 様式第4)

以上

【連絡先】

氏 名
電話番号
E-mail

様式第2

令和 年 月 日

扶桑町長 鯖瀬 武 様

申請者 住 所
団 体 名
(事業所名)
代表者氏名

企 画 提 案 書

扶桑町にぎわい創出事業補助金の企画提案書を別添のとおり提出します。

様式第3

令和 年 月 日

扶桑町長 鯖瀬 武 様

申請者 住 所
団 体 名
(事業所名)
代表者氏名

質 問 書

扶桑町にぎわい創出事業補助金について、下記の事項を質問します。

記

質問 1	
質問 2	
質問 3	
質問 4	
質問 5	

【連絡先】
氏 名
電話番号
E-mail

様式第 4

令和 年 月 日

扶桑町長 鯖瀬 武 様

申請者 住 所
団 体 名
(事業所名)
代表者氏名

辞 退 届

下記について、公募型プロポーザルの参加申込みをしましたが、企画提案を辞退します。

記

1. 補助事業名称 扶桑町にぎわい創出事業補助金
2. 辞退理由

以上